

平成28年9月9日  
中部経済産業局

## 指定旧供給区域等の指定(中部経済産業局所管分) に係るパブリックコメントの受付を開始しました

本日、中部経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第6項の規定に基づく指定旧供給区域等の指定について、パブリックコメントの受付を開始しました。

今後は、国民の皆様から寄せられたご意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ指定についての審査を行ってまいります。

### 指定旧供給区域等の指定について

- 今回の指定旧供給区域等の指定は、平成29年4月1日に予定されているガス小売全面自由化の実施に向けて行われるものです。
- 改正法附則第22条第6項においては、適正な競争関係が確保されていないことなどにより、ガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合、一般ガス事業者に対し、ガス小売全面自由化後も経過措置としての小売料金規制等を課す対象を指定することができる旨が定められています。

※今回の当局へのパブリックコメントの受付は、当局所管一般ガス事業者6社（中部ガス・犬山ガス・津島ガス・大垣ガス・上野都市ガス・名張近鉄ガス）を対象としており、経済産業大臣所管である東邦ガスについては、資源エネルギー庁にて受付が行われます。

### 意見提出方法は、電子政府の総合窓口(e-Gov)を参照

URL: <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595216031&Mode=0>

### <参考資料>

- 指定基準について（第29回ガスシステム改革小委員会資料3より抜粋）
- 事業者一覧

(お問い合わせ先)

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 ガス事業室長 岸

担当：小林

電話：052-951-2820(直通)

# 一般ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定・解除基準について

- 小売全面自由化後においても、需要家保護の観点から、他のガス小売事業者や、LPガス、オール電化などといった他の財との適正な競争関係が認められない場合においては、一般ガス事業者等に対して経過的に小売料金規制（大臣の認可制）を課すこととしている（いわゆる経過措置料金規制）。
- このため、こうした考え方を踏まえた指定基準・指定解除基準については、以下のとおりであり、実際に指定や指定解除を行うに当たっては、これらの指標を満たしているかどうかに加え、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかもしっかりと確認しながら、総合的に判断していく。

## <指定基準>

### <STEP 1>

都市ガス利用率（注1）が50%超であるか否か

YES

NO

指定しない

### <STEP 2>

一般ガス事業者による需要家獲得件数×1/2  
> 当該一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

※直近3年間の合計ベース。

YES

NO

指定しない

指定する

（注1）都市ガス利用率とは、家庭用調定件数÷供給区域内一般世帯数。

## <指定解除基準>

以下のいずれかに該当するか否か

① 都市ガス利用率が50%以下

② 旧一般ガス事業者による需要家獲得件数×1/2 ≤ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数（注2）

※直近3年間の合計ベース。

③ 他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、その者に十分な供給余力がある

④ 小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 ≤ 自由料金メニューの需要家

YES

NO

解除する

解除しない

（注2）他のガス小売事業者による需要家獲得件数が、「≤」のトリガーとなった場合には 当該他のガス小売事業者 に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

# (参考)「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例

- 「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例は以下のとおり。

## <指定基準①>

都市ガス利用率が50%超

## <解除基準①>

都市ガス利用率が50%以下

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの都市ガス利用率を50%以下とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、自らの都市ガス利用率が50%以下となるように恣意的に操作していた場合。

## <指定基準②>

一般ガス事業者による需要家獲得件数  $\times$  1 / 2 > 当該一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

## <解除基準②>

旧一般ガス事業者による需要家獲得件数  $\times$  1 / 2  $\leq$  当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者及び他燃料事業者による需要家獲得件数

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給区域内の一般世帯の総数に比して、スイッチ等の総数（右辺の件数と左辺の件数の和）が著しく少ない場合（3年3%以下）。

(注) ただし、スイッチ等の総数が著しく少ない場合においても、実際に他のガス小売事業者等との競争が進展しており、これらの者との適正な競争関係が確保されていることを旧一般ガス事業者が合理的に説明できた場合には、経過措置料金規制が解除されることもあり得る。また、スイッチ等の総数は、新築着工件数など、景気動向等に左右されるものも含まれることから、仮にその総数が少ない場合においても、適正な競争関係が確保されていることがあり得る点に留意が必要。

# (参考)「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例

## <解除基準③>

他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、その者に十分な供給余力がある

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 他のガス小売事業者のシェアの合計を10%以上とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者との協調的な行動を行うことなどにより、他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上となるように恣意的に操作していた場合。
- 都市ガスの小売全面自由化に係る小口需要における認知度が著しく低い場合。

## <解除基準④>

小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 $\leq$ 自由料金メニューの需要家

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 経過措置料金メニューと実質的に同じ自由料金メニューを設定し、その需要家を恣意的に当該自由料金メニューに移行させていた場合。
- 経過措置料金メニューによって供給を受けざるを得ない需要家が存在する場合。(経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家にとって、より魅力的な(付加価値のある)自由料金メニューが存在しない場合。)

# (参考) 都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数の考え方について

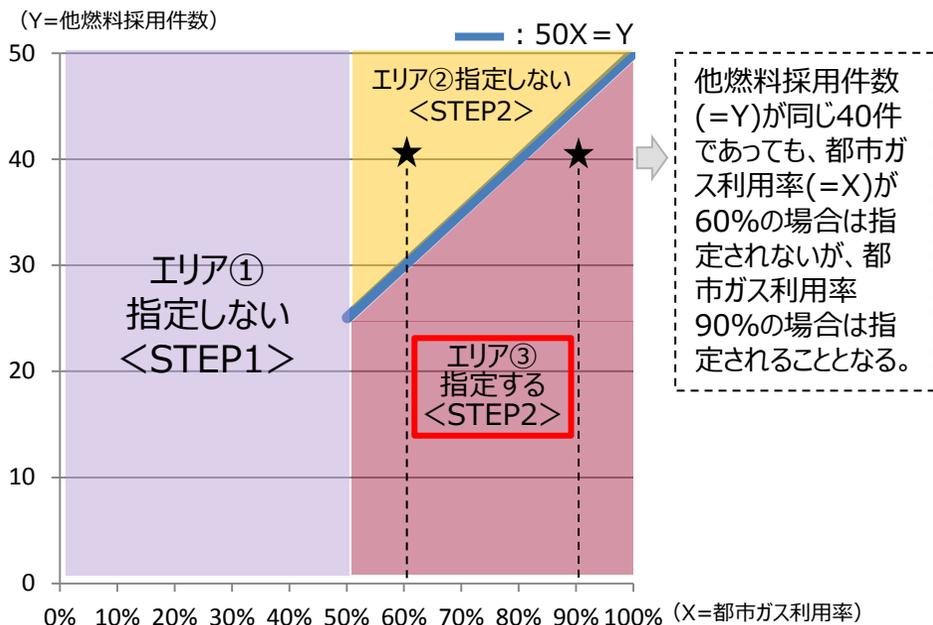
- 以下の式を用いると、STEP 2に進んだ旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数と都市ガス供給採用件数との比較が可能となる。すなわち、旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が高ければ高いほど右辺の値が小さくなるため、経過措置料金規制に係る指定基準を満たさない（左辺 ≤ 右辺）ためには、より多くの他燃料採用件数が必要となる。
- 例えばSTEP 2の①について、以下の式、**X = 都市ガス利用率**、**Y = 他燃料採用件数**とし、**都市ガス供給採用件数を50件と仮定した場合**、指定を行うか否かの判断基準については、都市ガス利用率の値であるXの値に応じて以下の表のとおり整理される。

$$\frac{\text{都市ガス供給採用件数}}{\text{他燃料採用件数}} \times \frac{1}{2} > \frac{0.5 \text{ (注)}}{\text{都市ガス利用率}} \Rightarrow \frac{\text{都市ガス供給採用件数}(=50)}{\text{他燃料採用件数}(=Y)} \times \frac{1}{2} > \frac{0.5}{\text{都市ガス利用率}(=X)} \Rightarrow \frac{50}{Y} \times \frac{1}{2} > \frac{0.5}{X} \Rightarrow 50X > Y$$

(注) 「0.5」とは、STEP1により指定を行わない場合の都市ガス利用率の上限値である50%を意味する。

この式を満たせば指定基準の1つを満たすこととなる。

- エリア① ( $X \leq 0.5$  (50%)) : 旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下であるため、STEP 1の基準により、指定しない。
- エリア② ( $50X \leq Y$ ) : Y (= 他燃料採用件数) が都市ガス利用率を踏まえた調整後の都市ガス供給採用件数を上回るため、指定しない。
- エリア③ ( $50X > Y$ ) : Y (= 他燃料採用件数) が都市ガス利用率を踏まえた調整後の都市ガス供給採用件数を下回るため、指定する。



X: 都市ガス利用率	実際の都市ガス供給採用件数	50X: 調整後都市ガス供給採用件数	Y: 他燃料採用件数	
50%以下	—	—	STEP1の基準により指定しない	
51%	50	25.5	26以上 ( $50X \leq Y$ )	指定しない
			25以下 ( $50X > Y$ )	指定する
60%	50	30	30以上 ( $50X \leq Y$ )	指定しない
			29以下 ( $50X > Y$ )	指定する
70%	50	35	35以上 ( $50X \leq Y$ )	指定しない
			34以下 ( $50X > Y$ )	指定する
80%	50	40	40以上 ( $50X \leq Y$ )	指定しない
			39以下 ( $50X > Y$ )	指定する
90%	50	45	45以上 ( $50X \leq Y$ )	指定しない
			44以下 ( $50X > Y$ )	指定する
100%	50	50	50以上 ( $50X \leq Y$ )	指定しない
			49以下 ( $50X > Y$ )	指定する

# (参考) 小売全面自由化スケジュール

## 【ガス】

② 託送供給約款の  
事前認可申請の期限

④ 経過措置料金規制が課  
される事業者の指定

⑥ 小売全面自由化の開始

① 託送供給約款の  
策定不要の承認

③ ガス小売の事前登録申請  
に係る受付開始

⑤ 最終保障供給約款の  
届出の期限

6月下旬

7/29

8/1

10月～11月

12/28 (注)

4/1

平成28年

平成29年

(注) 電気事業と異なり、ガス事業においては、多数の一般ガス事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされる予定ではあるものの、新規参入者の予見可能性を高める観点から、可能な限り、平成28年中に審査を終了させることを目指す。

## 【電力】

① 託送供給等約款の事前  
認可申請の期限

③ 託送供給等約款の審査終了→  
託送供給等約款の認可

⑤ 小売全面自由化の開始

② 小売電気事業の事前登録  
申請に係る受付開始

④ 離島供給約款及び最終保障供  
給約款の届出の期限

7/31

8/3

～12月末

12/28

4/1

平成27年

平成28年

# 事業者一覧

通し 番号	事業者名	結果	STEP1の要件 (都市ガス利用率>50%)に該当するか		STEP2の要件 (都市ガス供給採用件数/他燃料採用件数×1/2>0.5/都市ガス利用率)に該当するか				備考		
					都市ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
1	中部瓦斯株式会社	指定しない	×	41.8%	×	20,474	14,835.7	0.69002267	≧	1.19584419	適正な競争関係が確保されているとは認められない他の事由は存在しない。
2	犬山瓦斯株式会社	指定しない	×	42.0%	×	369	687.6	0.26833816	≧	1.18955869	同上
3	津島瓦斯株式会社	指定しない	×	31.5%	×	337	381.7	0.44030008	≧	1.58543863	同上
4	大垣ガス株式会社	指定しない	×	36.5%	×	578	1,748.8	0.16525634	≧	1.37135316	同上
5	上野都市ガス株式会社	指定しない	○	53.8%	×	296.6	221.2	0.63367663	≧	0.93017189	同上
6	名張近鉄ガス株式会社	指定しない	○	68.9%	×	221	480.5	0.22994513	≧	0.72599344	同上